

群馬県水道水質管理計画（案）の概要

～安全・安心で、より質の高い水道水を将来にわたって供給するために～

群馬県水道水質管理計画は、安全・安心で、より質の高い水道水を将来にわたって県民に供給することを目的に、県内の水道事業者が、県内の実情に即した水道水質管理体制を維持し、水質管理を実施するための指針となるものです。

現行の計画は、平成26年度に策定した5ヵ年計画であり、今年度が計画の最終年度となることから、この度の計画を策定することになりました。

本計画においては、「水質検査」「危機管理」「水質監視」の3つの項目を柱として、県内の水道事業者の達成目標を示すものです。

<計画期間>

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間

<計画の対象>

県内の水道事業者及び水道用水供給事業者

<計画の目標>

1 水質検査 ～安全・安心で、より質の高い水道水を目指した水質検査の実施～

- (1) 水質事故や新たな有害化学物質汚染等の発生に対して迅速な対応が可能となる水質検査を実施する。
- (2) 法律で定められた水道水質基準^{*}の検査に加えて、安全で、より質の高い水道水の供給を目指して定められた水質管理目標設定項目^{*}の検査を実施する。
- (3) 塩素消毒に抵抗性のあるクリプトスポリジウム^{*}等の病原生物検査を実施する。
- (4) 水道事業者ごとに、地域の特性や事業規模に見合った水質検査計画を策定し、計画的な水質検査を実施する。
- (5) 水質検査の正確さや結果の信頼性を確保するため、水質検査機関を対象とした精度管理^{*}事業を実施する。

2 危機管理 ～新たな脅威に対応できる危機管理体制の強化～

- (1) 情報システム等を利用し、事故情報を迅速に把握する。
- (2) 水道事業者ごとに、水質汚染事故に特化したマニュアル等を整備する。
- (3) 水質事故を未然に防止するための方策を定めた各種作業マニュアルを整備する。
- (4) 事故等発生時の、事故情報の共有、検査協力等により被害拡大を未然に防止する。

3 水質監視 ～主要水源の水質監視の実施～

- (1) 県内の水道水源の汚染状況を把握するため、全県を網羅する水質監視を実施する。
- (2) 県内の主要水道水源20地点で水質監視を実施する。
- (3) 水質監視の項目として、水質管理目標設定項目に加えてクリプトスポリジウム等の病原微生物の検査を実施する。

※**水道水質基準**：水道法第4条に基づき、水質基準に関する省令により定められた項目（51項目、平成30年4月1日現在）です。水道水は、この水質基準に適合するものでなければならず、水道事業者には検査の義務が課されています。

※**水質管理目標設定項目**：法律上の検査義務はありませんが、将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期するため、水質管理上、検出状況を把握すべき水質検査項目です。農薬類や将来的に水質基準に格上げされる可能性のある有害化学物質等が含まれます。

※**クリプトスポリジウム**：ヒト及び動物の腸管に寄生する病原生物（原虫）です。強い感染力を持ち、塩素消毒に抵抗性があります。水道水や食品を介して水様性下痢症の集団発生を起こすことがあります。同様の病原生物として、ジアルジアが存在します。

※**精度管理**：一定の「正確度」と「精密度」を保った測定結果が常に得られるよう、様々な手法を用いて検査方法を管理することをいいます。正確度とは、測定値が真の値にどれだけ近いかということ、また、精密度とは、繰り返し測定が行われたときのバラツキの度合いのことです。

精度管理には、「内部精度管理」と「外部精度管理」という2つ手法があり、内部精度管理とは、自施設内において、精密度つまり繰り返し測定によるバラツキを確認することに重点を置いたもので、外部精度管理とは、自施設と他施設の測定を比較することで、客観的に測定結果の正確度を知ることに関心した管理法です。本計画における精度管理は外部精度管理であり、客観的な正確度を知り、測定値を解析することで精度の向上や検査技術の確認を行うことができます。

連絡先：健康福祉部 食品・生活衛生課
生活衛生・水道係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話：027-226-2445
FAX：027-220-4300
E-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp